

令和 7 年 7 月 1 日

LP ガスの未検査容器への対応について

生活環境部防災局消防保安室

1 問題の概要

LP ガス容器は、高圧ガス保安法及び同法施行令により、原則 5 年に一度の定期検査が義務付けられている。検査項目は、容器の外観検査と耐圧試験。

今回、福岡県の LP ガス容器検査所において、法令に定める耐圧試験を実施せずに合格として取り扱っている不正があったと、福岡県から連絡があった。

福岡県の調査結果によると、現在、北部九州 5 県(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県)で、未検査の約 8 万 5 千本の LP ガスが一般住宅等で使用されている。

福岡県は不正を行った検査事業者の処分を検討中。

2 不正な検査を行った事業者

名 称:大内田産業株式会社(福岡県飯塚市^{かれづ}川津351-1)

同容器検査所(福岡県飯塚市平塚 427-1)

代表者:代表取締役社長 大内田 仁嗣(おおうちだ まさつぐ)

3 本県の対応

福岡県の調査結果によると、大分県内では、現在 749 本が日田市で使用されている。設置場所の把握は、LP ガス販売事業者が行う。

県としては、液化石油ガス法に基づき、一般消費者等の安全確保のために販売事業者に対して次の①、②のとおり指導を行うとともに、大分県LPガス協会の協力を得て③のとおり消費者からの相談対応を行う。

①未検査容器の緊急点検

LP ガス販売事業者が当該容器の緊急点検を実施する。

容器の点検の内容は、目視による外観検査とガス検知器を用いた漏洩検査。

②未検査容器の回収・交換

LP ガス販売事業者が未検査容器の回収及び交換を実施する。

③消費者からの相談対応等

大分県 LP ガス協会と県内の LP ガス販売事業者が消費者からの個別相談に対応する。
また、県のホームページで、事案の概要と不正な検査容器の確認方法(※)を周知する。

<消費者からの問い合わせ先>

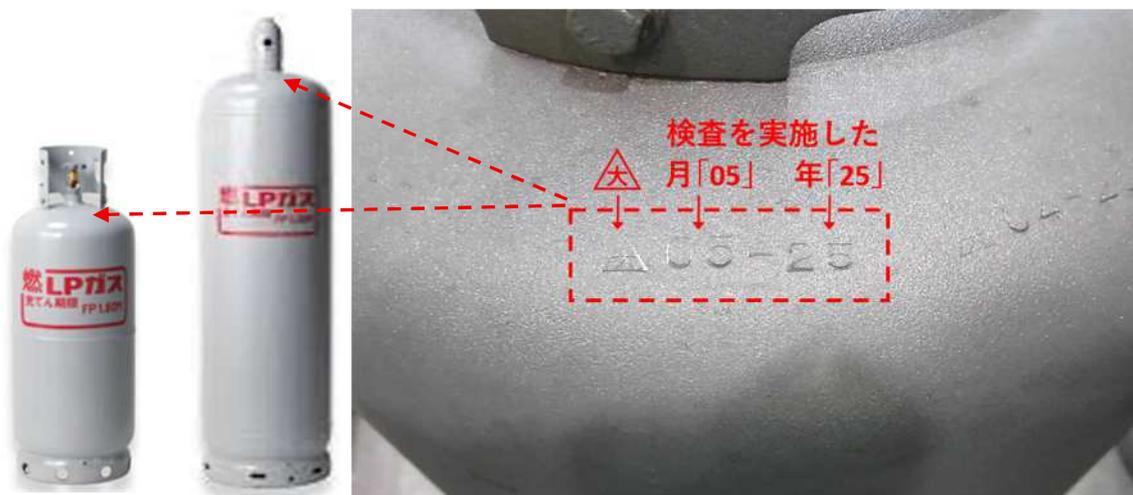
- ・ 各世帯が契約している LP ガス販売事業者 名称・連絡先は容器側面に表示
- ・ 一般社団法人大分県 LP ガス協会 電話番号 097-558-5483
(ただし、営業時間 8時 30 分～17 時 に限る。)

④県内の容器検査所の緊急立入調査を実施

近日中に、県内の LP ガス容器検査所に立入調査し、不正がないか確認する。

※ 大内田産業が検査した容器の確認方法

容器の肩部に、検査を実施した月及び年とともに、容器検査所の符号(三角形の中に「大」の文字。)が打刻されている。(下写真参照)



20 kg 容器 50 kg 容器